

# 公益社団法人新座市シルバー人材センター賛助会員会費規程

(平成3年4月1日規程7号)

## (目的)

第1条 賛助会員は、公益社団法人新座市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が地域高齢者のために、地域社会と連携を保ちながら、就業に関する各種事業を円滑に遂行できるよう協力することを目的とする。

## (賛助会員)

第2条 賛助会員は、センター定款第5条第4項により、センターの目的に賛同し、事業に協力するもので理事会の承認を得たものとする。

## (会費)

第3条 賛助会員の会費は年額とし、個人2,000円以上、法人5,000円以上とする。

2 既納の会費、その他の拠出金品は返還しない。

## (会費の使途及び会計)

第4条 会費は、センターの事業を遂行する経費に充てる。

## (権能)

第5条 賛助会員は、理事会が別に定めるところにより、センターの運営等について意見を述べることができる。

## (この規程施行の細目)

第6条 この規程施行に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

## 附 則

### (施行期日等)

1 この規程は、平成3年4月1日から適用する。

この規約は、理事会の議決の日から施行し、平成17年8月1日から適用する。

## 附 則

この規程は、公益社団法人新座市シルバー人材センターの設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。